

全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会

平成25年度 第14回全国都道府県PTA連合会代表者連絡協議会

日時:平成25年12月1日(日)

場所:都市センターホテル

<前半>

特別支援教育の充実について

1. 特別支援教育の現状
2. 障害者の権利に関する条約への対応
 - ー インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進
3. 特別支援教育に関わる最近の動向
4. 平成26年度特別支援教育関係予算等

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育調査官 丹野哲也



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1. 特別支援教育の現状～特別支援教育の対象の概念図(義務教育段階)～

義務教育段階の全児童生徒数 1040万人

特別支援学校

視覚障害 知的障害 病弱・身体虚弱
聴覚障害 肢体不自由

0.63%
(約6万6千人)

小学校・中学校

特別支援学級

視覚障害 肢体不自由 自閉症・情緒障害
聴覚障害 病弱・身体虚弱
知的障害 言語障害

1.58%
(約16万4千人)

(特別支援学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約1万8千人)

通常の学級

通級による指導

視覚障害 自閉症
聴覚障害 情緒障害
肢体不自由 学習障害(LD)
病弱・身体虚弱 注意欠陥多動性障害(ADHD)
言語障害

0.69%
(約7万2千人)

※1 発達障害(LD・ADHD・高機能自閉症等)の可能性のある児童生徒
6.5%程度の在籍率 ※2

(通常の学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約2千人)

2.90%
(約30万2千人)

※1 LD(Learning Disabilities):学習障害、ADHD(Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder):注意欠陥多動性障害

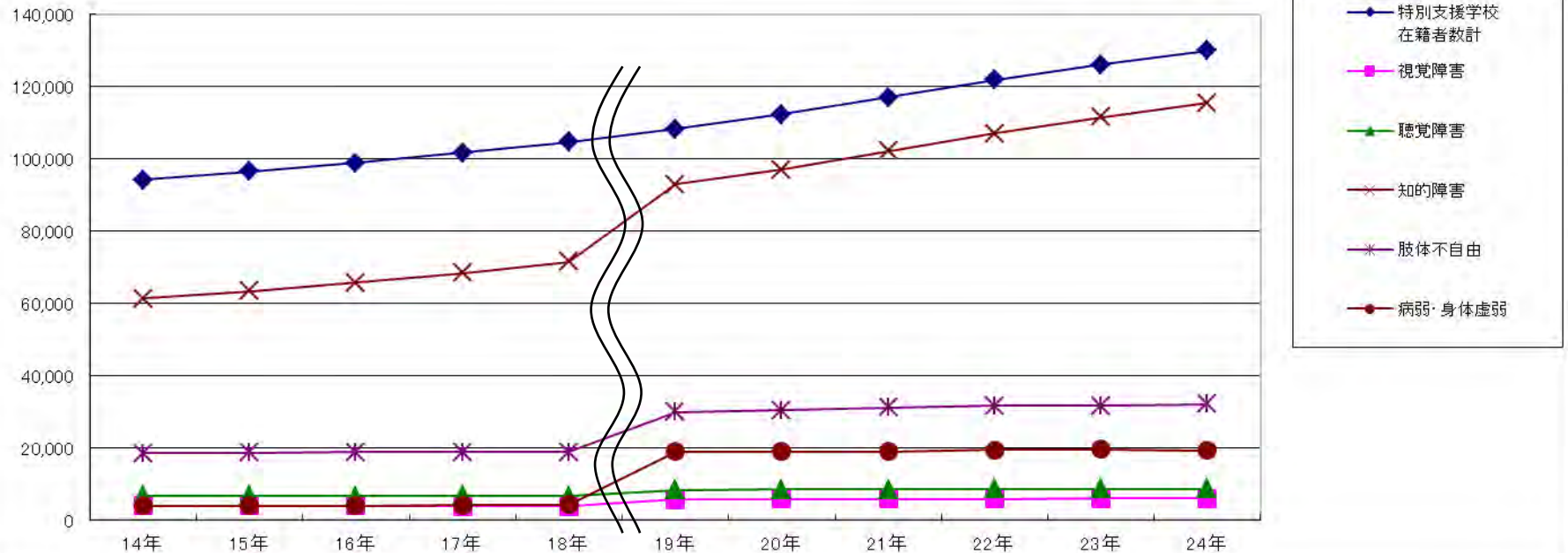
※2 この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない。

(※2を除く数値は平成24年5月1日現在)

特別支援学校の現状(平成24年5月1日現在)

※平成18年度までの表記は盲学校、聾学校及び養護学校とする。以下同じ。

特別支援学校(幼稚部・小学部・中学部・高等部) 在籍者の推移



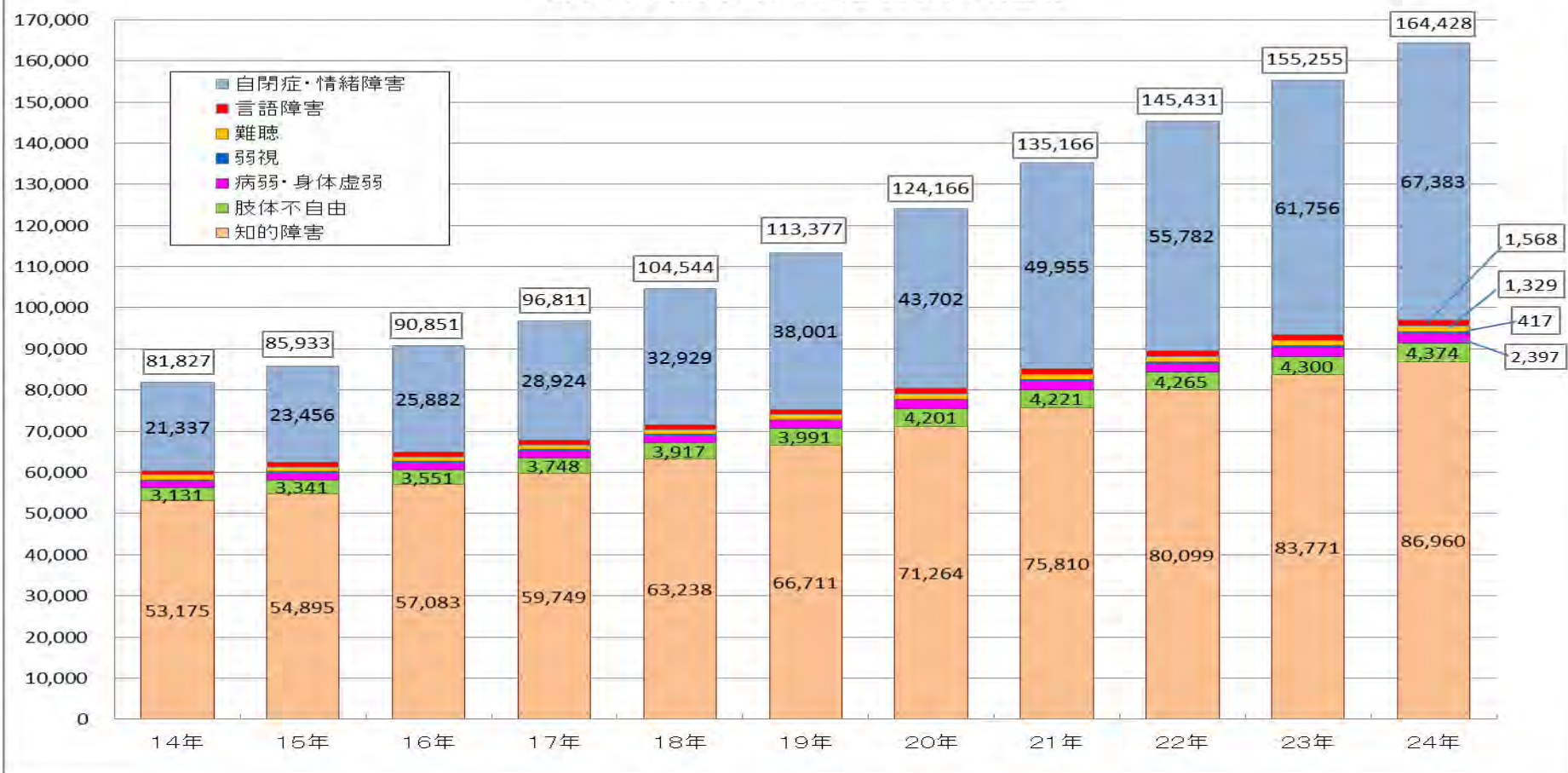
平成24年度	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学 校 数	87	120	681	324	139	1,059
在籍者数	5,894	8,533	115,355	32,007	19,190	129,994

※注: 在籍者数は, 平成18年度までは在籍する学校の障害種別により集計していたため, 複数の障害を有する者については, 在籍する学校の障害種以外の障害について集計していない。平成19年度より, 複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため, 複数の障害を有する者については, 障害種のそれぞれに集計している。このため, 障害種別の在籍者数の数値の合計は計と一致しない。

※注: 学校数は, 平成19年度より, 複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため, 複数の障害に対応する学校については, それぞれの障害種に集計している。このため, 障害種別の学校数の数値の合計は計と一致しない。

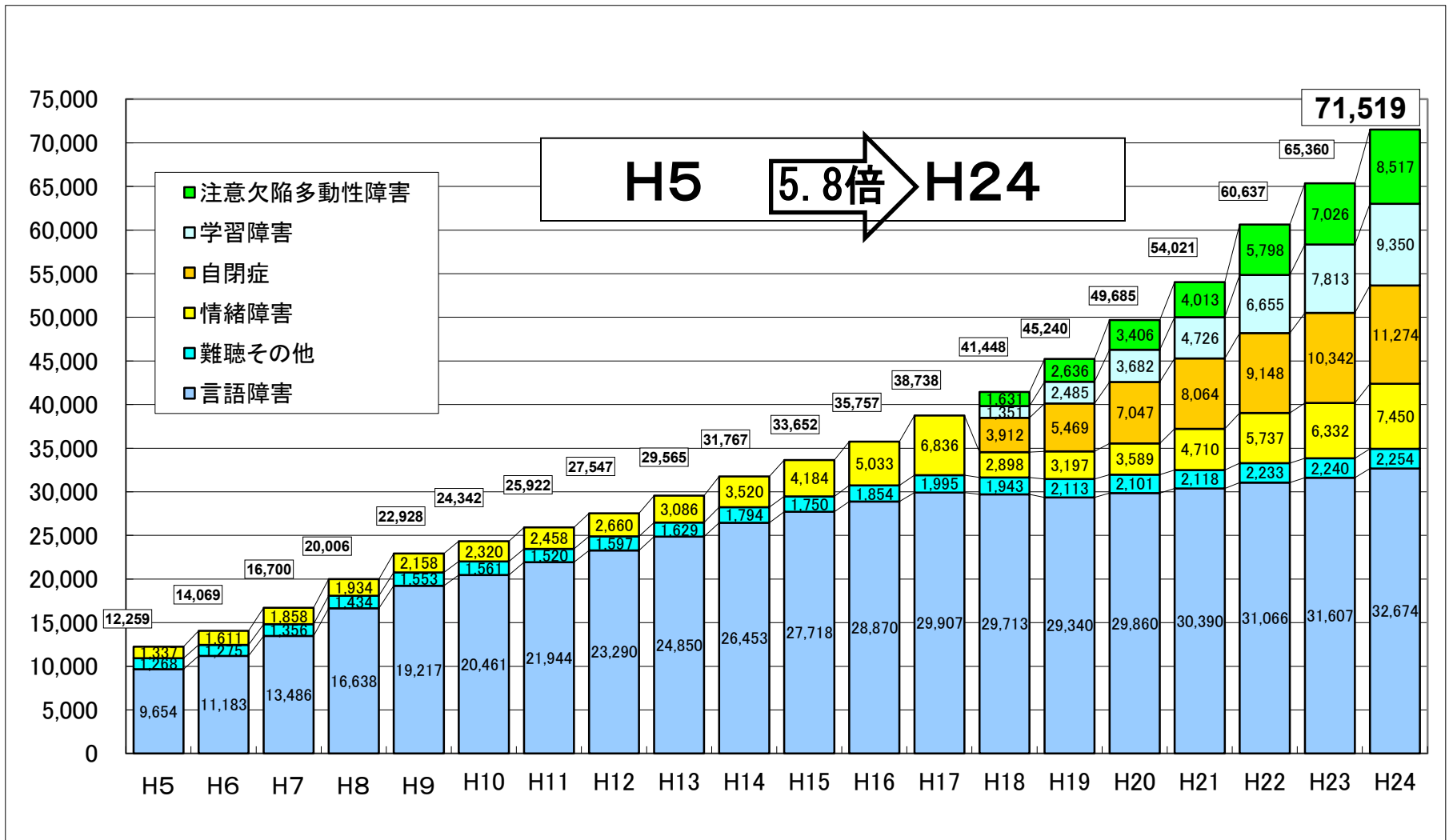
特別支援学級の現状(平成24年5月1日現在)

特別支援学級在籍者数の推移



	知的障害	肢体不自由	病弱・ 身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・ 情緒障害	計
学級数	23,428	2,665	1,325	340	828	533	18,524	47,643
在籍者数	86,960	4,374	2,397	417	1,329	1,568	67,383	164,428

通級による指導を受けている児童生徒数の推移



※各年度5月1日現在

※「難聴その他」は難聴、弱視、肢体不自由及び病弱・身体虚弱の合計

※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から新たに通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定

(併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示:平成17年度以前情緒障害」の通級指導教室にて対応)

2. 障害者の権利に関する条約への対応 ～これまでの経緯～

障害者の権利に関する条約に係るこれまでの経緯

- ・平成18年12月 国連総会において採択
- ・平成19年 9月28日 署名
- ・平成21年12月 内閣府「障がい者制度改革推進本部」及び「障がい者制度改革推進会議」設置
- ・平成22年 6月29日 障害者制度改革の推進のための基本的な方向について（閣議決定）
- ・ 7月12日 中央教育審議会「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」設置
- ・平成23年 8月 5日 障害者基本法の一部を改正する法律が公布、一部を除き施行
※「障害者政策委員会」と「審議会その他の合議制の機関」に係る規定の部分は平成24年5月21日施行。
- ・平成24年 5月21日 内閣府「障がい者制度改革推進会議」を廃止、「障害者政策委員会」を設置
- 7月13日 「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」報告とりまとめ
- ・ 7月23日 報告を中央教育審議会初等中等教育分科会報告としてとりまとめ

障害者の権利に関する条約への対応 ～障害者の権利に関する条約①～

1 経緯

- ・平成18年12月 国連総会において採択
- ・平成19年9月28日 署名
- ・平成20年5月3日 発効

※計155カ国・地域機関が署名済み、うち130カ国・地域機関が批准
(平成25年3月20日現在)

2 概要

障害者の尊厳、自律及び自立、差別されないこと、社会参加等を一般原則として規定し、障害者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、これらを確保し促進するための措置を締約国がとること等を定めている。

3 条約の批准・締結に向けた検討

可能な限り早期の締結を目指し、必要な国内法令の整備等に係る政府としての対応を検討中。(政府の「障がい者制度改革推進本部」及び障害者基本法に基づき設置された「障害者政策委員会」の下で、教育関係を含め、条約批准に向けた主要な論点につき検討が行われている。)

4 教育部分(仮訳)

第二十四条 教育

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、次のことを目的とするあらゆる段階における障害者を包容する教育制度 (inclusive education system) 及び生涯学習を確保する。
 - (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
 - (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。
- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
 - (a) 障害者が障害を理由として教育制度一般から排除されないこと及び障害のある児童が障害を理由として無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
 - (b) 障害者が、他の者と平等に、自己の生活する地域社会において、包容され、質が高く、かつ、無償の初等教育の機会及び中等教育の機会を与えられること。
 - (c) 個人に必要とされる合理的配慮 (reasonable accommodation) が提供されること。
 - (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を教育制度一般の下で受けること。
 - (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられることを確保すること。

障害者の権利に関する条約への対応～障害者基本法の改正(平成23年8月)～

経緯等

- 平成 5年 心身障害者対策基本法を障害者基本法と改称
- 平成16年6月 4日 障害者基本法の一部を改正する法律が公布・施行
(同法附則第3条において、施行後5年を目途として検討し、必要な措置を講ずることとされている。)
- 平成23年3月11日 障がい者制度改革推進本部において障害者基本法改正案決定
- 平成23年4月22日 閣議決定
- 平成23年6月16日 障害者基本法改正案が衆議院で一部修正の上、可決
- 平成23年7月29日 障害者基本法改正案が参議院で可決・成立
- 平成23年8月 5日 **障害者基本法の一部を改正する法律が公布・施行**

(「障害者政策委員会」と「審議会その他の合議制の機関」に係る規定の部分については平成24年5月21日施行。)

教育の条文のみ抜粋

【改正後】(下線部は改正部分。下線網掛け部は衆議院一部修正)
(教育)

~~第十六条~~ 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

(削除)

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

【改正前】

(教育)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢、能力及び障害の状態に応じ、十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関する調査及び研究並びに学校施設の整備を促進しなければならない。

(新設)

3 国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

(新設)

障害者の権利に関する条約への対応

中央教育審議会初等中等教育分科会報告

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

概要①

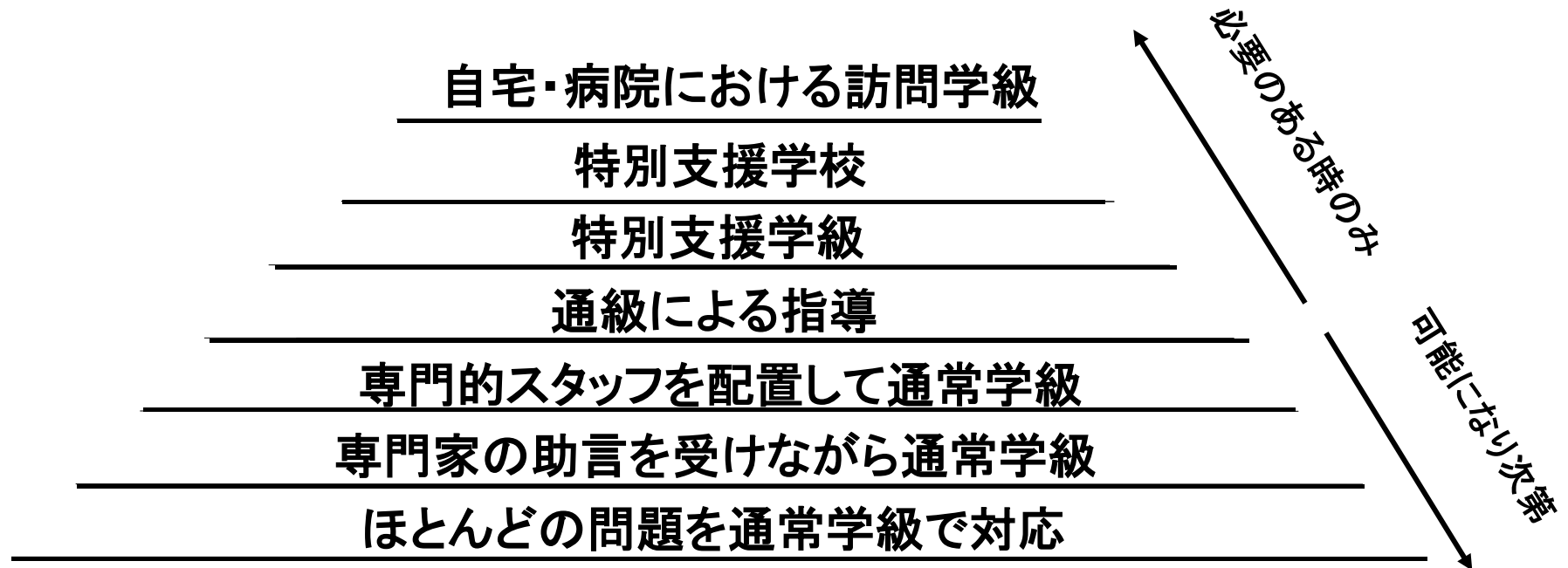
1. 共生社会の形成に向けて

(1) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築

- ・「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。このような社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題である。
- ・障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に教育を受ける仕組みであり、障害のある者が「general education system」(署名時仮訳：教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。
- ・共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。
- ・インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

日本の義務教育段階の 多様な学びの場の連続性

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要。



障害者の権利に関する条約への対応

中央教育審議会初等中等教育分科会報告

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

概要②

1. 共生社会の形成に向けて

(2) インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものである。そのため、以下の①から③までの考え方にに基づき、特別支援教育を発展させていくことが必要である。このような形で特別支援教育を推進していくことは、子供一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、この観点から教育を進めていくことにより、障害のある子供にも、障害があることが周囲から認識されていないものの学習上又は生活上の困難のある子供にも、更にはすべての子供にとっても、良い効果をもたらすことができるものと考えられる。

- ①障害のある子供が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、障害のある子供の教育の充実を図ることが重要である。
- ②障害のある子供が、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々の交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが求められている。このため、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが重要である。
- ③特別支援教育に関連して、障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子供と共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要である。次代を担う子供に対し、学校において、これを率先して進めていくことは、インクルーシブな社会の構築につながる。

・基本的な方向性としては、障害のある子供と障害のない子供が、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子供が、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。

(差別の禁止) 一部抜粋

第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

3 (略)

合理的配慮とは

○障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと

○障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの

○学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

合理的配慮:

例 教育内容・方法

学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

・できるだけ実生活につながる技術や態度を身に付けられるようにするとともに、社会生活の規範やルールの理解を促すための指導を行う。

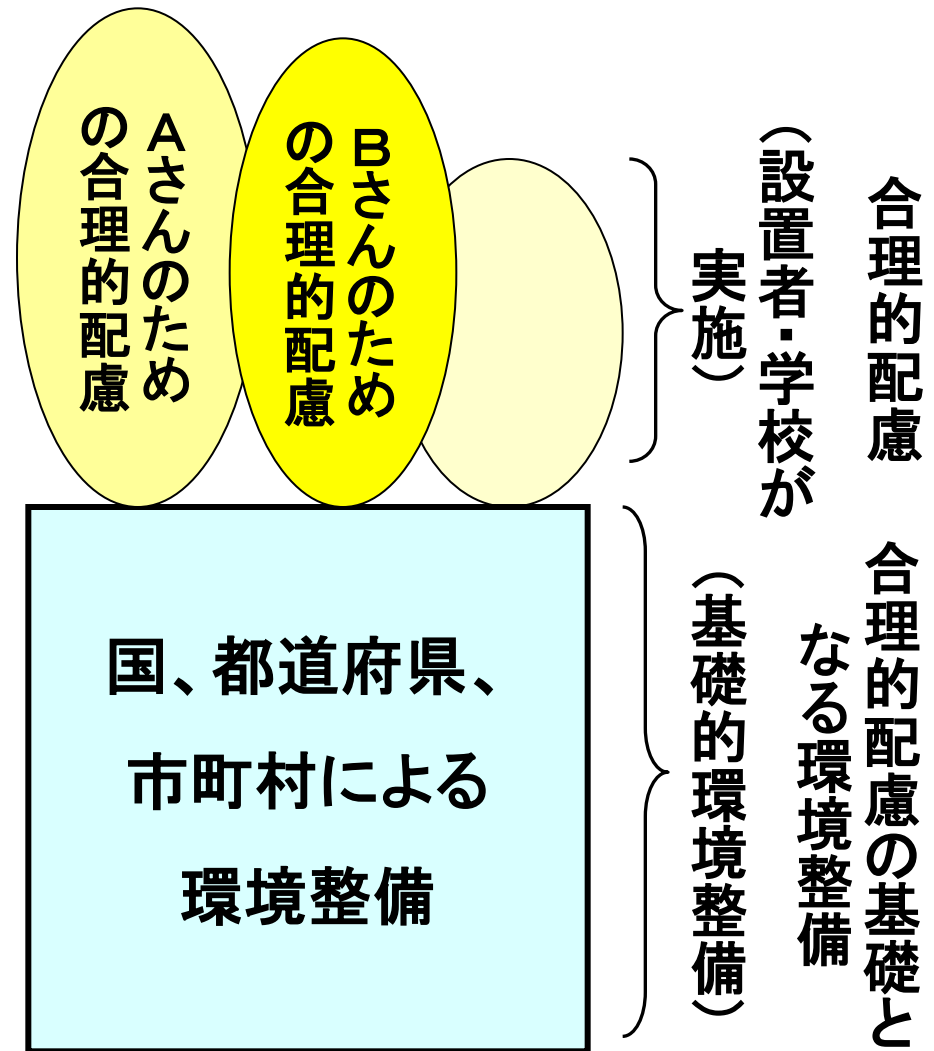
基礎的環境整備:

例 教材の確保

・自治体が整備する教材の費用については、所要の地方財政措置が講じられている。

・知的障害者用の国語、算数・数学、音楽の教科書を作成

・「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」



合理的配慮の観点

観点①	教育内容・方法	＜教育内容＞ ①学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮 ②学習内容の変更・調整 ＜教育方法＞ ①情報・コミュニケーション及び教材の配慮 ②学習機会や体験の確保 ③心理面・健康面の配慮
観点②	支援体制	①専門性のある指導体制の整備 ②幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮 ③災害時等の支援体制の整備
観点③	施設・設備	①校内環境のバリアフリー化 ②発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮 ③災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

合理的配慮の観点毎の障害種別の例示

(例)①－２－１ 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

障害の状態等に応じた情報保障やコミュニケーションの方法について配慮するとともに、教材（ICT及び補助用具を含む）の活用について配慮する。

視覚障害	見えにくさに応じた教材及び情報の提供を行う。（聞くことで内容が理解できる説明や資料、拡大コピー、拡大文字を用いた資料、触ることができないもの（遠くのものや動きの速いもの等）を確認できる模型や写真 等）また、視覚障害を補う視覚補助具やICTを活用した情報の保障を図る。（画面拡大や色の調整、読み上げソフトウェア 等）
聴覚障害	聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供を行う。（分かりやすい板書、教科書の音読箇所的位置の明示、要点を視覚的な情報で提示、身振り、簡単な手話等の使用 等）また、聞こえにくさに応じた聴覚的な情報・環境の提供を図る。（座席の位置、話者の音量調整、机・椅子の脚のノイズ軽減対策（使用済みテニスボールの利用等）、防音環境のある指導室、必要に応じてFM式補聴器等の使用 等）
知的障害	知的発達の遅れに応じた分かりやすい指示や教材・教具を提供する。（文字の拡大や読み仮名の付加、話し方の工夫、文の長さの調整、具体的な用語の使用、動作化や視覚化の活用、数量等の理解を促すための絵カードや文字カード、数え棒、パソコンの活用 等）
肢体不自由	書字や計算が困難な子供に対し上肢の機能に応じた教材や機器を提供する。（書字の能力に応じたプリント、計算ドリルの学習にパソコンを使用、話し言葉が不自由な子供にはコミュニケーションを支援する機器（文字盤や音声出力型の機器等）の活用 等）
病弱	病気のため移動範囲や活動量が制限されている場合に、ICT等を活用し、間接的な体験や他の人とのコミュニケーションの機会を提供する。（友達との手紙やメールの交換、テレビ会議システム等を活用したリアルタイムのコミュニケーション、インターネット等を活用した疑似体験 等）
言語障害	発音が不明瞭な場合には、代替手段によるコミュニケーションを行う。（筆談、ICT機器の活用等）
自閉症・情緒障害	自閉症の特性を考慮し、視覚を活用した情報を提供する。（写真や図面、模型、実物等の活用）また、細かな制作等に苦手さが目立つ場合が多いことから、扱いやすい道具を用意したり、補助具を効果的に利用したりする。
学習障害	読み書きに時間がかかる場合、本人の能力に合わせた情報を提供する。（文章を読みやすくするために体裁を変える、拡大文字を用いた資料、振り仮名をつける、音声やコンピュータの読み上げ、聴覚情報を併用して伝える 等）
注意欠陥多動性障害	聞き逃しや見逃し、書類の紛失等が多い場合には伝達する情報を整理して提供する。（掲示物の整理整頓・精選、目を合わせての指示、メモ等の視覚情報の活用、静かで集中できる環境づくり 等）
重複障害	（視覚障害と聴覚障害）障害の重複の状態と学習の状況に応じた適切なコミュニケーション手段を選択するとともに、必要に応じて状況説明を含めた情報提供を行う。（補聴器、弱視レンズ、拡大文字、簡単な手話の効果的な活用 等）

※障害種別に応じた「合理的配慮」は、すべての場合を網羅することはできないため、その代表的なものと考えられるものを例示しており、これ以外は提供する必要がないということではない。「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものである。

学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

- 障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するため、また、個性や障害の特性に応じて、その持てる力を高めるため、必要な知識、技能、態度、習慣を身に付けられるように支援する。

学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

- 知的障害の例

- できるだけ実生活につながる技術や態度を身に付けられるようにするとともに、社会生活上の規範やルールを理解を促すための指導を行う。

- 自閉症・情緒障害の例

- 自閉症の特性である「適切な人間関係形成の困難さ」「言語発達の遅れや異なった意味理解」「手順や方法に独特のこだわり」等により、学習内容の習得の困難さを補完する指導を行う。（動作等を利用して意味を理解する、繰り返し練習をして道具に使い方を正確に覚える 等）

学習内容の変更・調整

- 認知の特性、身体の動き等に応じて、具体的な学習活動の内容や量、評価の方法等を工夫する。障害の状態、発達段階、年齢等を考慮しつつ、卒業後の生活や進路を見据えた学習内容を考慮するとともに、学習過程において人間関係を広げることや自己選択・自己判断の機会を増やすこと等に留意する。

- 知的障害の例

- 知的発達の遅れにより、全般的に学習内容の習得が困難な場合があることから、理解の程度に応じた学習内容の変更・調整を行う。（焦点化を図ること、基礎的・基本的な学習内容を重視すること、生活上必要な言葉等の意味を確実に理解できるようにすること 等）

- 自閉症・情緒障害の例

- 自閉症の特性により、数量や言葉等の理解が部分的であったり、偏っていたりする場合の学習内容の変更・調整を行う。（理解の程度を考慮した基礎的・基本的な内容の確実な習得、社会適応に必要な技術や態度を身に付けること 等）

I 学校教育法施行令の一部を改正する 趣旨

就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、**障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育、医学、心理学など専門的な見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組み**とすることが適当である。

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(H24, 7, 23)

学校教育法施行令の一部を改正する趣旨

- その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、**本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。**

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(H24, 7, 23)

政令改正の基本的な前提として位置づけられている

学校教育法施行令の一部を改正する法律

平成25年8月21日 閣議決定

平成25年8月26日 公布(官報掲載)

平成25年9月 1日 施行

平成26年4月入学者から適用

転学者については施行後 適用

1 就学先を決定する

仕組みの改正（第5条及び第11条関係）

- 市町村の教育委員会は、就学予定者のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者等のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならないとすること。
- また、市町村の教育委員会は、就学予定者のうち認定特別支援学校就学者について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから三月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならないとすること。

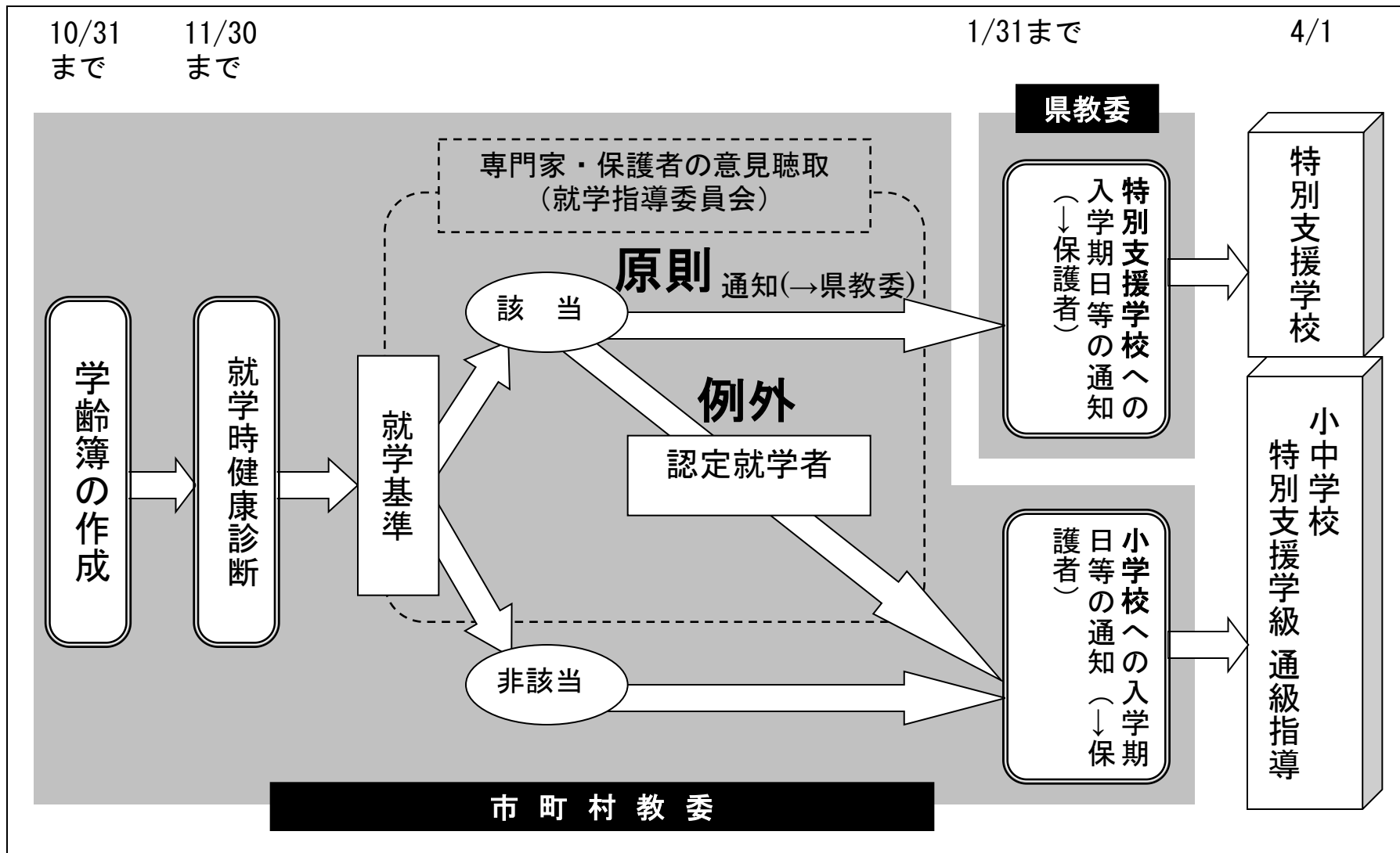
就学基準(22条の3)

変更なし

区 分	障 害 の 程 度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認知が不可能又は著しく困難な程度のも
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のも
知的障害者	1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のも 2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なも
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のも 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のも
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療は又は生活規制を必要とする程度のも 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のも

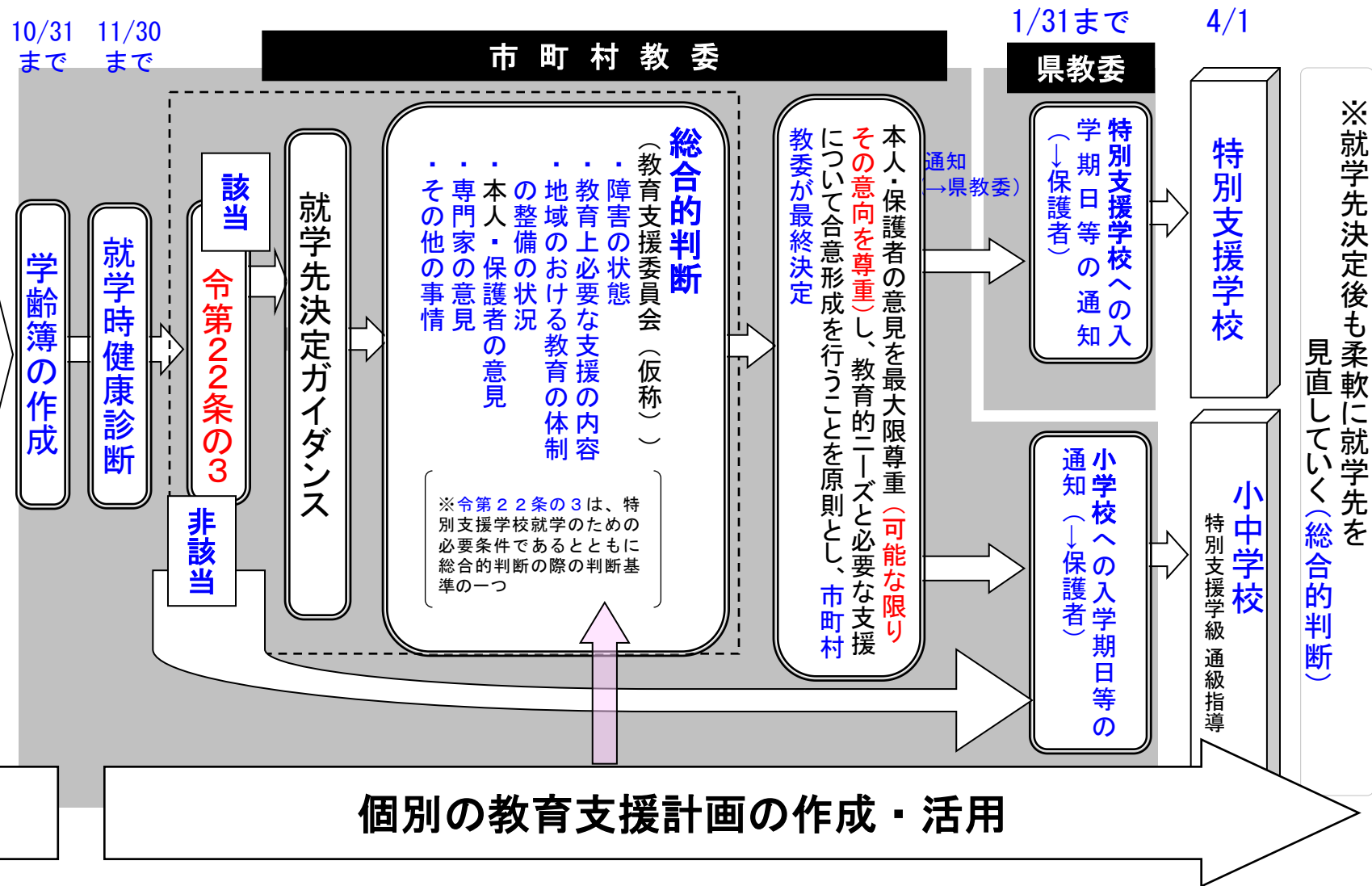
障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）

【改正前（学校教育法施行令）】



障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）

【改正後】



2 障害の状態等の変化を 踏まえた転学（第6条の3及び第12条の2関係）

- 特別支援学校・小中学校間の転学について、その者の障害の状態の変化のみならず、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によっても転学の検討を開始できるよう、規定の整備を行うこと。

3 視覚障害等による区域外就学等

(第9条、第10条、第17条及び第18条関係)

- 視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小中学校以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合等の規定を整備すること。
- また、視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に就学させようとする場合等の規定を整備すること。

4 保護者及び専門家からの意見聴取 の機会の拡大(第18条の2関係)

- 市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、小学校、中学校又は特別支援学校への就学又は転学に係る通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

「学校教育法施行令の一部改正について(通知)」

(平成25年9月1日付け25 文科初第655 号)

学校教育法施行令の一部改正の趣旨及び内容等について通知。

「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」

(平成25年10月4日付け25文科初第756号)

就学手続きを含めた早期からの一貫した支援について留意すべき事項を通知。

1. 障害のある児童生徒等の就学先の決定
2. 早期からの一貫した支援について

◆ 「教育支援資料～障害のある子供の就学手続きと早期からの一貫した支援の充実」
(※教育支援資料については、下記URLよりダウンロードできます！)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250.htm

4. 平成26年度特別支援教育関係予算等 ～障害のある児童生徒等の自立・社会参加の加速化に向けた特別支援教育の充実～ 平成26年度要求額131億円（平成25年度予算額99億円）

就
学
前

（早期支援）

【拡充】早期からの教育相談・支援体制構築事業 391百万円（70百万円）

障害のある子供に対する早期からの教育相談及び支援体制の構築を推進するため、教育と保育、福祉、保健、医療等の連携推進、情報提供等の取組を支援する。 ◆16地域 → 47地域 ◆早期支援コーディネーター 約50人配置 → 約140人配置



学
校
教
育

（学習上の支援及び教材の開発）

【新規】学習上の支援機器等教材活用促進事業 1、112百万円

障害のある児童生徒等の学習上の困難軽減のため、ニーズのある利用しやすい支援機器等の教材開発を支援する。さらに、支援機器等アドバイザーを活用した指導方法の実践研究を行うとともに、支援機器等教材についての情報を一元的に集約・データベース化し、全国的な活用を促進する。また、デージー教材等の教科書デジタルデータを活用した音声教材等の効率的な製作方法の調査研究等を行う。

◆学習上の支援機器等教材研究開発支援事業 18箇所 ◆支援機器等教材普及促進事業（特総研） ◆支援機器等教材を活用した指導方法実践研究事業 16地域・支援機器等教材アドバイザー 16人配置 ◆教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト



自
立
と
社
会
参
加

（教職員の専門性向上）

【拡充】発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期支援・教職員の専門性向上事業 726百万円（78百万円）

発達障害に関する教職員の専門性の向上を図るため、拠点校での研修などの実践的な取組等や大学における教職員の育成プログラム開発事業に加え、発達障害の可能性のある児童生徒を念頭に置き、外部人材を活用することにより、クラス全体にとってわかりやすい指導の工夫など早い段階からの支援の在り方について研究事業を行う。

◆発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期支援研究事業（新規） 47地域・10大学・発達障害支援アドバイザー 約100人配置
◆発達障害理解推進拠点事業（拡充） 18校・地域→47校・地域 ◆発達障害に関する教職員育成プログラム開発事業（拡充） 4大学→10大学

（人的配置の充実）

【拡充】加配教職員定数（再掲）

発達障害や比較的軽度の障害のある児童生徒のためのいわゆる通級指導への対応や特別支援教育コーディネーターの配置等。 ◆500人の改善増



（学校施設整備）

特別支援学校の教室不足解消のための補助制度の創設（再掲）

廃校になった施設や、既存の公立小中・高等学校の空き教室を改修し、特別支援学校の新設、分校・分教室として整備。 ◆補助率：1/2



（キャリア教育・就労支援等、個々の能力・才能を伸ばす教科指導等の充実）

【新規】自立・社会参加に向けた高等学校段階における特別支援教育充実事業 598百万円

発達障害を含め障害のある生徒の将来の自立と社会参加に向けた適切な指導を行うため、企業と連携した教員の研修、就労先開拓・職場定着支援のためのコーディネーターの配置など、キャリア教育・就労支援等の充実を図る。また、教科指導等を通じた個々の能力・才能を伸ばす教育課程の編成に関する研究を実施する。

◆キャリア教育・就労支援等の充実事業 47地域・就職支援コーディネーター 約50人配置
◆個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル事業 47地域・自立活動等担当教員 約50人配置



（就学の支援）

特別支援教育就学奨励費負担等 9、177百万円（8、403百万円）

特別支援学校及び特別支援学級等に就学する障害のある児童生徒等の保護者への経済的負担軽減のため、通学費、学用品費等の経費を援助。

■共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築（インクルーシブ教育システム構築事業）等

平成26年度特別支援教育関係予算等 インクルーシブ教育システム構築事業

平成26年度要求額 1、444百万円（平成25年度予算額 1、258百万円）

改正障害者基本法の趣旨等を踏まえ、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、特別支援教育の専門支援人材の配置・活用等を推進しつつ、早期からの教育相談・支援体制の構築、幼稚園、小・中学校、高等学校等における合理的配慮の充実及び拠点地域・学校における調査研究、高等学校の特別支援教育の充実、インクルーシブ教育システム構築に関するデータベースの整備、合理的配慮の関連知識の習得及び情報共有を図るためのセミナー開催等を行う。さらに、医療的ケアのための看護師配置、就学奨励費の支給対象の拡大を行う。

就学期以前

小・中学校

高等学校

◆早期からの教育相談・支援体制の構築

〔47地域・早期支援コーディネーター約140人の配置〕

・特別な支援が必要となる可能性のある子供及びその保護者に対し、早期から情報提供や相談会の実施等に取り組み、障害のある子供一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を保障する就学先を決定する。

市町村



早期支援コーディネーター
＜実践イメージ＞

- 早期からの情報提供
- 相談会の実施
- 就学移行期等の支援

都道府県

○連携協議会の開催

○専門的な助言、研修



◆インクルーシブ教育システム構築モデル事業

〔70地域・合理的配慮協力員約140人の配置〕

・幼・小・中・高におけるインクルーシブ教育システム（通級による指導等の活用を含む）の実現に向けた合理的配慮の調査研究を実施。

・小・中において、インクルーシブ教育システムを特別支援学級と通常の学級の交流及び共同学習の形で追求する。

・特別支援学校と小・中・高において、インクルーシブ教育システムを特別支援学校と通常の学級の交流及び共同学習の形で追求する。

・インクルーシブ教育システムを域内（市町村又は複数の市町村）の教育資源（通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校）を活用する形で追求する。



取組の収集・蓄積

◆インクルーシブ教育システム構築データベース（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）〔運営費交付金に計上〕

・合理的配慮を確保しつつ、インクルーシブ教育システムに先導的な取組を実施している拠点地域・学校での取組についてデータベースを整備し、普及促進と共有化を図る。

◆「合理的配慮」普及啓発セミナーの開催（文部科学省・6ブロックで実施）

・市町村教育委員会や学校関係者に対して、合理的配慮に関する関連知識の習得と情報共有による、就学事務の円滑化を図るため、セミナー等を開催。

◆就学奨励費の支給対象拡大

〔特別支援教育就学奨励費負担等に計上〕

・就学奨励費の支給対象を拡大し、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の就学を支援する。

◆医療的ケアのための看護師配置（約330人）

・特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする子供に対応するため看護師を配置する。

◆特別支援学校機能強化モデル事業 （40地域・ST、OT、PT、心理学の専門 家等約800人の配置）

・複数の特別支援学校が連携し、機能別等の役割分担をしながらセンター的機能の機能強化を図る。都道府県・指定都市教育委員会は、そのために必要な専門家（ST、OT、PT、心理学の専門家等）を特別支援学校等に派遣する。また、キャリア・職業教育、ICT・AT活用など今日的課題への対応も行う。

・視覚障害、聴覚障害、病弱・身体虚弱について、各県ごとの教育資源が少数しか存在しないことから、広域的な取組を促すことにより、専門性向上も含めた体制整備を促進する。

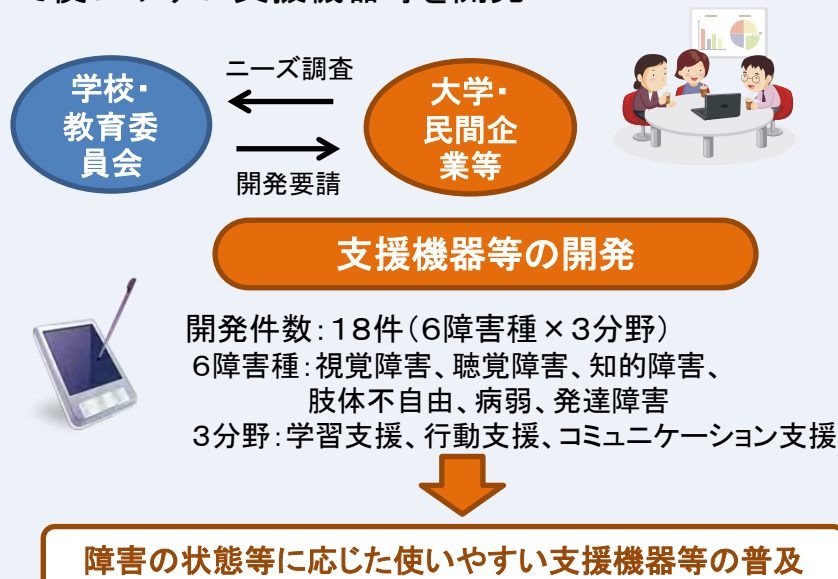
特別支援学校（幼稚部・小学部・中学部・高等部）

企業、大学等が学校・教育委員会等と連携し、児童生徒の障害の状態等に応じて使いやすい支援機器等を開発。国が企業等での支援機器開発費を支援することにより、利用者が入手しやすい価格での製品化を目指す。

また、活用が十分に進んでいない支援機器等について、適切な支援機器等を用いた指導方法の開発のための実践研究を行い、その活用・普及を図る。

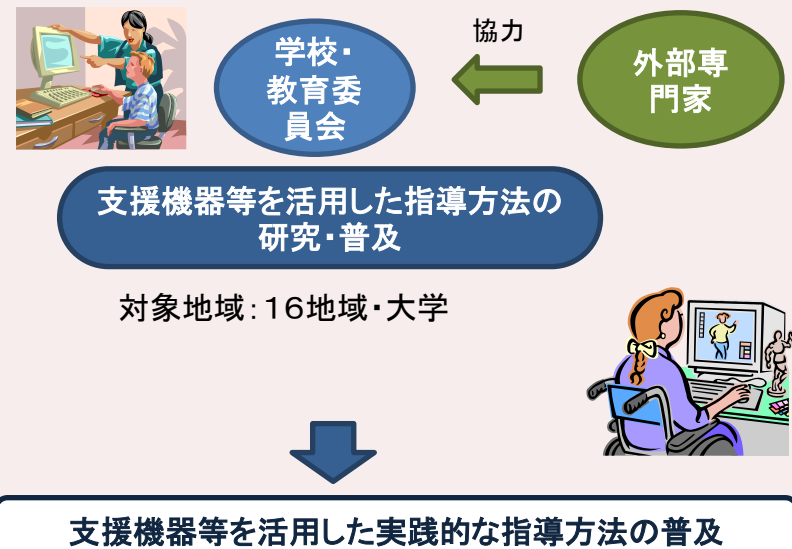
学習上の支援機器等教材研究開発支援事業

企業・大学等が学校・教育委員会等と連携し、ICTを活用した教材など、児童生徒の障害の状態等に応じて使いやすい支援機器等を開発



支援機器等教材を活用した指導方法の充実に関する実践研究事業

学校において、ICTなどに関する外部専門家の支援を受けつつ、支援機器等を活用した指導方法等に関する実践的な研究を実施



支援機器等教材を活用した特別支援教育の充実

小・中学校の通常の学級においては、発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒は6.5%程度の割合で在籍していることが明らかになっている。同時に、それ以外にも学習面や行動面で何らかの困難を示していると教員が捉えている児童生徒がいることが示唆されており、すべての学校・学級において、これらの児童生徒に対する支援が、喫緊の課題となっている。

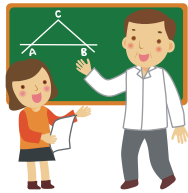
そのため、通常の学級において、学習面や行動面で何らかの困難を示す児童生徒に対して、それら児童生徒が理解しやすいよう配慮した授業等、指導方法の改善等を行う研究事業を実施するとともに、教員に発達障害に関する正しい理解を図るための理解推進拠点事業や発達障害に関する専門的・実践的知識を有する教職員を育成するためのプログラム開発を行う。

◎ 発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期支援研究事業 529百万円

・周囲の環境の影響によって生じる、学習面や行動面で何らかの困難を示す児童生徒の学校生活への不適応を防ぐための指導方法の改善、早期支援の在り方について研究事業を行う。
47地域、10大学(発達障害支援アドバイザー約100人配置)

(事業内容)

- 学習面や行動面で何らかの困難を示す児童生徒を含む全ての児童生徒が理解しやすいよう配慮した授業等、指導方法の改善
- 放課後補充指導等の学習面での配慮や視覚的・聴覚的な刺激の軽減等の行動面での配慮による指導方法の工夫
- 適切な実態把握等による早期支援の在り方 など



◎ 発達障害理解推進拠点事業 58百万円

・教員一人一人が発達障害に関する正しい知識を習得するとともに、適切な指導や学校教育活動全体を通じて児童生徒の理解を得る。また、保護者等への十分な理解を得るための取組について、拠点校を設けて実践事業を行う。また、その成果普及のためのセミナー等を開催する。
47地域

(事業内容)

- 教員向け発達障害に関する校内研修等の実施
 - ・特別支援学校退職教員、元通級学級担当教員を講師として校内研修を実施
 - ・学校教育活動全体を通じて児童生徒への理解を図るための取組の実践
- 教員、保護者、地域等を対象とした成果普及のためのセミナーの開催 など



◎ 発達障害に関する教職員育成プログラム開発事業 138百万円

・学校現場において、発達障害に関する専門的・実践的な知識を有する教職員を育成するため、各大学において、教員養成段階や、現職教員向けのプログラム開発を行う。
10大学

(事業内容)

- 大学における教員養成段階において、学生に対する発達障害に関する専門的・実践的知識を習得するためのプログラム開発
- 大学院研究科等において、中核的な現職教員に対する発達障害に関する高度で専門的な知識等を習得するためのプログラム開発
- 成果普及のためのワークショップの開催 など



① キャリア教育・就労支援等の充実事業

平成26年度要求額 371百万円（新規）

特別支援学校高等部の就職率（25.0%）の一層の向上に向けた取組が必要

→ 企業等のニーズや実情を踏まえた授業の改善・充実

→ 早期からのキャリア教育等の推進（小・中・高等部の系統的なキャリア教育）

高等学校の発達障害の生徒への指導の充実が必要

→ 特別支援学校のノウハウを取り入れた指導の改善・充実

障害のある生徒が自立し社会参加を図るためには、高等学校段階におけるキャリア教育・職業教育を推進し、福祉や労働等の関係機関と連携しながら就労支援を充実することが必要である。また、とりわけ高等学校においては、発達障害のある生徒に対して、特別支援学校高等部のセンター的機能を活用しながら、適切な指導や支援を行うことが必要である。

このため、労働、福祉の関係機関等と連携し、高等学校段階におけるキャリア教育、就労支援等の充実を図る事業を実施する。

モデル地域における取組

（就職支援ネットワーク会議の設置）

モデル校の改善プランの検討・評価

特別支援学校が核となって地域の労働関係機関等とのネットワークの構築を図り、モデル校（特別支援学校、高等学校）の改善プランの検討、評価。

教員の研修の実施

障害者を雇用する企業現場等での実情を踏まえた指導の充実が図れるよう、教員の研修プログラムを開発し、企業での体験研修等を実施。

技能検定等の開発

生徒が目的意識を持って学習意欲を高めたり、就職の際に在学時の学習の成果を証明したりする上で活用できるよう技能検定等を開発・実施。

ハローワーク

モデル校における取組
（特別支援学校、高等学校）

企業

コーディネーターの配置

・就労先・就業体験先の開拓 ・体験時の巡回指導 等

就職率の一層の向上

（就職率25.0%（平成24年3月））

特別支援学校高等部

支援（センター的機能）

（特別支援学校のノウハウ）

高等学校

発達障害のある生徒への指導の改善・充実

授業の改善・充実（例）

- ・小・中・高等部での現場実習等体験活動の実施
- ・新しい職業に関する教科等の開発
- ・校内での模擬店舗実習
- ・長期間の現場実習
- ・現場実習の評価シートの開発 等

授業の改善・充実（例）

- ・個別的教育支援計画の作成・活用
- ・ソーシャルスキルトレーニングの実施
- ・社会人としての生活に関する講話
- ・自己理解、環境調整、人に支援を求めるなどの指導
- ・就業体験の実施 等

（企業等のニーズや実情等）

中学部・中学校

小学部・小学校

（系統的なキャリア教育）

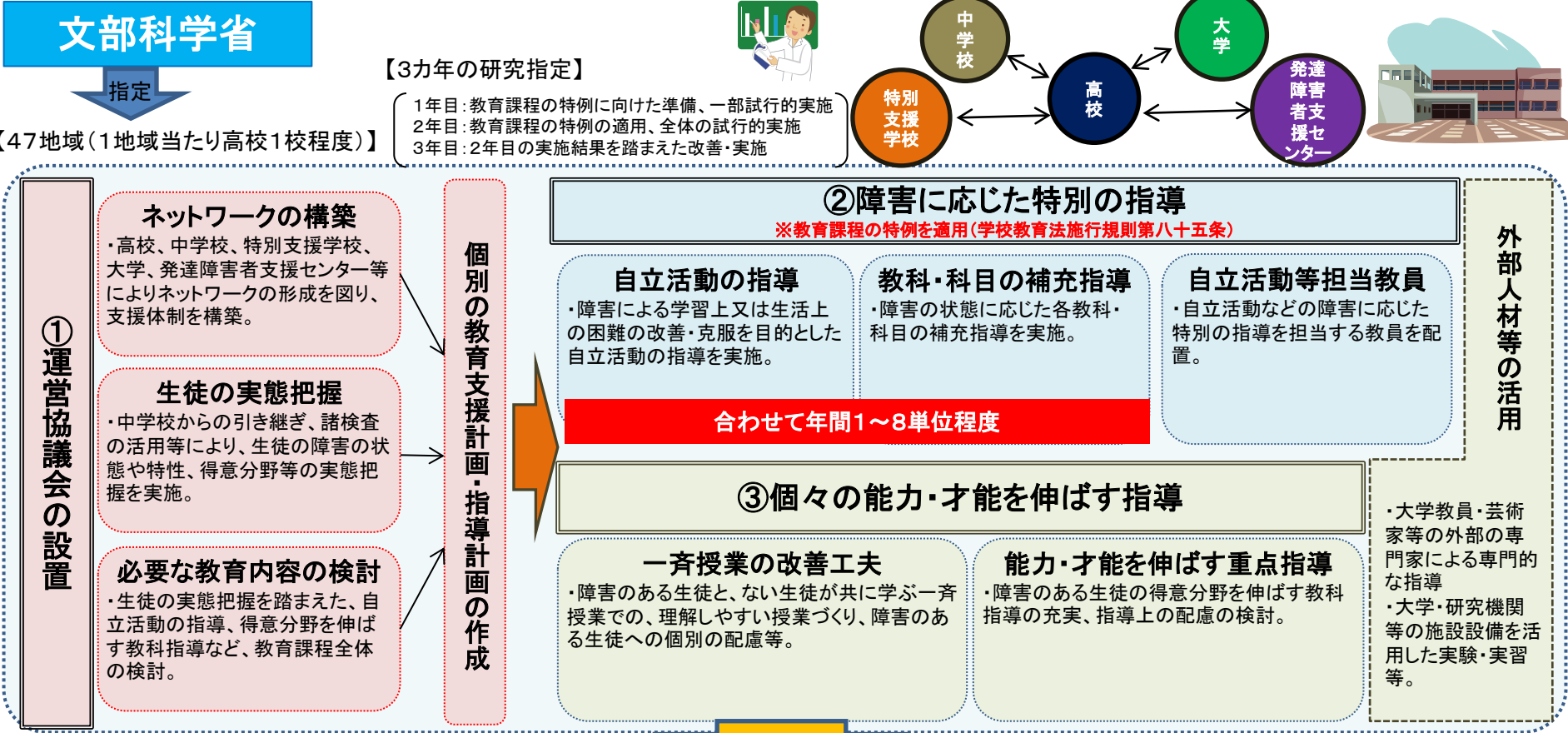
発達障害者支援センター

障害者の雇用を支える連携体制の構築・強化（平成25年3月厚生労働省職業安定局長通達、文部科学省初等中等教育局長通知）

障害者の自立と社会参加の推進

平成26年度特別支援教育関係予算等（自立・社会参加に向けた高等学校段階における特別支援教育充実事業）
② 個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル事業 平成26年度要求額（案）：223百万円（新規）

障害の状態の改善又は克服を目的とする自立活動等について、高等学校においても実施できるよう「特別の教育課程」の編成に関する研究とともに、障害のある生徒の主体的な取組を支援するという視点に立ち、その持てる力を高めるよう、教科指導等を通じた個々の能力・才能を伸ばす指導の充実に関する研究を実施し、高等学校における特別支援教育の充実を図る。



高等学校における特別支援教育の充実

自立活動により、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服
(例) クラスの仲間とのコミュニケーションなど対人関係が困難。
→自立活動の「人間関係の形成」に関する指導により改善

一斉授業等の中で、得意分野を更に伸ばす
(例) 読むことは困難だけど、計算はズバ抜けている。
→文章を図解するなど視覚化を重視した国語の一斉授業の改善
(理解しやすい授業づくり)や、数学重点コースの設置など

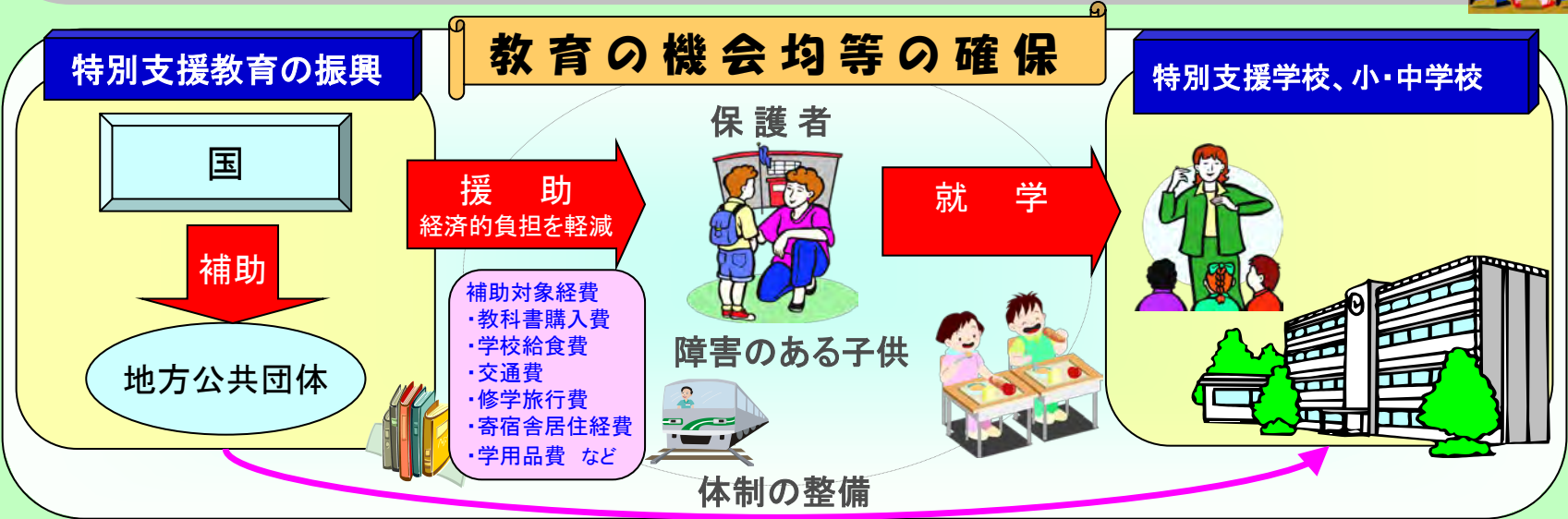
平成26年度特別支援教育関係予算等

特別支援教育就学奨励費（負担金・補助金・交付金）平成26年度要求額 9、177百万円（前年度予算額 8、403百万円）

特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等への就学の充実を図るため、障害のある児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行い、もってこれらの学校への就学を奨励するとともに特別支援教育の振興を図る。
（根拠法令：特別支援学校への就学奨励に関する法律）

- 特別支援教育就学奨励費 **負担金** 平成26年度要求額 5,962百万円（平成25年度予算額 5,540百万円）
公立の特別支援学校の小学部、中学部及び高等部（専攻科を除く）の保護者等に対する補助
- 特別支援教育就学奨励費 **補助金** 平成26年度要求額 2,747百万円（平成25年度予算額 2,402百万円）
公立の特別支援学校の幼稚部及び高等部並びに小・中学校の特別支援学級等の保護者等に対する補助
公立の小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の保護者等に対する補助
学校現場等における特別支援教育の体制整備に要する経費を補助
- 特別支援教育就学奨励費 **交付金** 平成26年度要求額 468百万円（平成25年度予算額 461百万円）
国立大学法人附属の特別支援学校並びに小・中学校の特別支援学級等の保護者等に対する補助

平成26年度要求額 9,177百万円（平成25年度予算額 8,403百万円）



○特別支援学校の教室不足解消のための補助制度の創設

【背景】

教室不足発生(全国で4、633教室の不足) H24.5.1

特別支援学校の教室不足については、これまで学校の新築、増築が主な対応方法であったが、近年、児童生徒数の増加が著しく十分な対応ができていない状況にある。

そのため、新たに既存施設の改修整備による特別支援学校の新設、分校、分教室の整備に係る補助制度を創設し、地方公共団体の取り組みを支援する。

【対象施設】

公立の特別支援学校として使用する校舎、屋体、寄宿舎

【制度概要】

補助率：原則 1／2

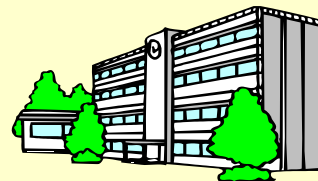
補助上下限：なし

工事内容：廃校になった施設や、既存の公立小中・高等学校の余裕教室を改修し、特別支援学校の新設、分校・分教室として整備する際に必要な改造工事

(主な例)

- ・ 余裕教室を普通教室、職員室等に転用するための改修工事
- ・ 可動間仕切りの設置工事
- ・ スロープ、障害者用トイレ等の設置工事
- ・ 門、囲障、バスヤード

等



一方で全国に余裕教室6万5千教室(小中学校)が存在 H25.5.1
(そのうち現在まったく使っていない教室が450教室)

【効果】

○教室不足による狭隘化が解消され、児童生徒の学習環境が改善される。

○工期も短縮でき、近年の児童生徒数の急増に迅速な対応が可能となる。

○既存施設の改修のため、新築、増築よりも工事費が安価となり、新たな用地取得の必要が無く、地方公共団体の財政負担が軽減され、整備件数の増加も期待できる。

○地方公共団体が保有する廃校や余裕教室等の未活用施設を有効活用できる。

URL: <http://icedd.nise.go.jp>

このサイトについて

サイトマップ

検索

文字の大きさ 小 標準 大 表示色の変更 標準 1 2 音声読み上げ等について

国立特別支援教育総合研究所
発達障害教育情報センター

NISE
国立特別支援教育総合研究所
National Institute of Special Needs Education

支援・指導 もっと詳しく 教材・機器 研修講義 施策法令 教育相談 センターの活動

発達障害教育情報センターは教育情報のキーステーション
発達障害に関する教育の虹の架け橋です

はじめての方へ
教職員の方へ
保護者・一般の方へ
教育行政関係者の方へ
海外からご覧の方へ

発達障害とは？

研修講義は
こちら

あなたの街の相談窓口

新着・更新情報

2010年4月16日【もっと詳しく】
● 研究所の発達障害関連出版物 3件追加

2010年3月29日【教材・機器】
● 教材・機器2点追加

2010年3月26日【研修講義】
● 研修講義の活用について 研修講義の活用事例 野尻町立野尻小学校

2010年2月26日【研修講義】
● 研修講義の活用について 研修講義の活用事例札幌市立大通高等

2010年2月26日【教材・機器】
● 教材・機器2点追加

コンテンツのご案内

支援や指導方法について知りたい
発達障害のある子どもの気づき、理解、対応の仕方等についての基本的な情報を提供します。

発達障害についてもっと詳しく学びたい
発達障害のある子どもの特性に応じた教育的支援に関する研究や文献、研究会等を紹介しします。

教材教具や支援機器が知りたい
発達障害のある子どもの教育に活用されている教材・教具や支援機器等について紹介しします。

研修講義(教員向け)が見たい
発達障害のある子どもに関わる、理解・支援・指導についての教員向けの講義を動画でお届けします。

国の施策・法令等を知りたい
発達障害に関する国の施策や法令、事業等についての情報を提供します。

教育相談に関する情報が知りたい
国内の相談機関や海外渡航者に向けた日本人学校等に関する情報を提供します。

発達障害教育情報センターの活動を知りたい
発達障害教育情報センターの活動の内容・様子をご紹介します。

文字のサイズ
小さく 標準 大きく

標準色の変更
標準 表示色1 表示色2

音声で読み上げたい方へ
ひらがなで読みたい方へ
色が見にくい方へ

世界自閉症啓発デー
＜特設サイト入り口＞

トピックス
● イベント・研究会情報
● ガイドブック等
● 教材教具データベース
＜文部科学省委嘱事業：全国LP親の会作成＞

● 発達障害情報センター
（厚生労働省・国立障害者リハビリテーションセンター内設置）

● 関連リンク集

● アンケートのお願い

毎年4月2日は、国連の定めた
世界自閉症啓発デー
4/2～4/8発達障害啓発週間

● 文部科学省 選定映画

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
Copyright (C) National Institute of Special Needs Education

プライバシーポリシー アクセシビリティポリシー お問い合わせ先 ホームへ

Powered by NetCommons2 The NetCommons Project

お知らせ

文部科学省では、ホームページ等により、特別支援教育の最新情報を提供しております。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm/

(主な刊行物)

季刊特別支援教育(年4回 3、6、9、12月)

学習指導要領解説

教科書(視覚障害、聴覚障害、知的障害)及び指導書・解説

改訂第2版 通級による指導の手引 ●解説とQ&A●

よりよい理解のために-交流及び共同学習事例集-

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所でも、発達障害教育情報センターをはじめとするホームページ、メールマガジン等により、特別支援教育の情報発信をしております。

<http://www.nise.go.jp/>

発達障害教育情報センター
メールマガジン

<http://icedd.nise.go.jp>

<http://www.nise.go.jp/cms/6、0、13.html>

是非御覧ください！



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN